

記入例

例Aから例Fまで、参考事例を示しております。
この事例及びマニフェスト伝票を参考にして調査票(その2)を記入してください。

- 本調査の対象廃棄物は、以下に示すものです。
 - ・貴事業所で発生した産業廃棄物
 - ・自ら再生利用した物、自社で処理を行わず他社に売却した物又は回収された物も対象とします。
 - なお、事務所ごみや厨芥類等の事業系一般廃棄物については対象外です。
- 洗車汚泥(洗車等によって、分離槽、汚水柵などから発生する汚泥)について
 - ・清掃業者等へ処理を委託された場合は、その業者が搬出した量を「③年間発生量」欄に記入してください。(記入例のAを参照)
 - ・自社で「天日乾燥」した場合は、「③年間発生量」に乾燥前の量、「⑥自己中間処理後量」に乾燥後の量を記入してください。
- 廃油(交換エンジンオイル、ギヤオイル等)について
 - ・ドラム缶の本数で把握されている場合は、1本=200リットル
 - ・斗缶の本数で把握されている場合は、1本=18リットルとして換算してください。

- 廃タイヤについて、本数で把握されている場合は、
 - 大型トラック用:40kg/本、普通車用:7kg/本
 - 中型トラック用:10kg/本、軽自動車用:4kg/本
- 発生した「廃棄物等の種類(①及び②)」と「③年間発生量」には、「脱水」や「焼却」等の中間処理を行う前のものを答えください。
 - ただし、以下のものについては、中間処理後のものを発生量としてお答えください。
 - 1.廃酸、廃アルカリを公共用水域(河川、公共下水道等)への放流を目的として中和処理した場合
 - 中和処理後の「汚泥」を発生量としてください。
 - 2.含油廃水を油水分離した場合
 - 油水分離後の「廃油」と「汚泥」等を発生量としてください。
- 発生量等の単位は、できるだけトンでご記入ください。
- 記入欄が不足すると思われる場合は、あらかじめ用紙をコピーして、記入してください。

例A
分離槽の清掃を甲府市内の〇〇(株)に委託している。
汚泥は3トンぐらい発生し、甲府市内にある△△(株)の脱水施設で中間処理しているとのことである。
中間処理された汚泥量は30kgとなり、埋立処分(県内)しているとのことである。

例B
毎月ドラム缶1本ぐらいの廃油(エンジンオイル)が発生している。年間の発生量は2,400kgである(200kg×1本×12ヶ月分)。
処理は山梨市の(有)〇〇環境に委託している。
(有)〇〇環境では、油水分離後、燃料として再生利用している。

例C
年間に廃タイヤが300本発生した。このうち、普通車用タイヤが100本、大型トラック用タイヤが200本である。年間の発生量を計算すると、普通車用が700kg(7kg/本×100本)、大型トラック用が8,000kg(40kg/本×200本)となる。
普通車用は、岐阜県にある(株)〇〇に処理を委託した。(株)〇〇では、破碎後、燃料として売却している。
大型トラック用は、新潟県の〇〇商店にセメント原料として売却した。

例D
自動車の修理の際に鉄くずが年間3トン発生した。
そのうち2トンは、富士吉田市内の△△鉄鋼(株)に売却した。△△鉄鋼(株)では、鉄鋼材料として再生利用している。
残りの1トンは、長野県の処分業者(株)〇〇産業に処理を委託した。(株)〇〇産業では破碎処理後、自社の埋立処分場(県外)に埋め立てている。

例E
廃プラスチックが年間5.5トン発生した。
その都度、自社の焼却炉で焼却した。
その灰の量は、およそ500kgで西桂町にある(株)〇〇に埋立処分を委託した。

例F
ガラスくずが年間1.2トン発生した。
小菅村にある(有)〇〇〇〇に埋立処分を委託し、収集運搬は〇〇(株)に委託している。

別添の「廃棄物等分類番号表」を参照してください。

該当する単位の番号に、必ず〇をつけてください。

別添の「廃棄物等分類番号表」を参照してください。

中間処理後の廃棄物が微量な場合は、「0」を記入してください。

委託している会社の本社や事務所、営業所の場所ではなく、処理等が行われている場所の地域番号を、別添の「地域番号表」を参照し、記入してください。

委託先で中間処理(⑧でF~Wの場合)された後の量を記入してください。

委託先で中間処理(⑧でF~Wの場合)された後の処理状況を記入してください。

	I 事業所での廃棄物等の発生状況						II 事業所での自己中間処理状況						III 事業所での自己中間処理以外の処理状況											
	① 廃棄物等の種類 (具体的な名称)	② 廃棄物等の 分類番号 (別紙参照)	③年間発生量(中間処理前量)				④処理方法 番号(A~J)	⑤処理後の 廃棄物等の 分類番号 (別紙参照)	⑥自己中間処理後量			⑦ 処理主体 (0~8)	⑧処理方法 番号(A~W)	⑨ 処分、再生利用又は売却先の名称及び電話番号	⑩ 処分先の 地域番号 (別紙参照)			⑪委託中間処理後量(記入任意)			⑫ 処理後物の 処理主体 (0~8)	⑬ 処理後物の 処理方法(A~ K)	⑭ 資源化の 用途(a~ n)	
		百	十	千	百	十	1次	2次	3次	小数点 以下	単位 (番号に〇)				百	十	千	百	十	以下	単位 (番号に〇)			
例A	1 洗車汚泥	0220				3				1. 3. m ³ 2. kg 4. ℓ	3. m ³			6 I	△△(株) (〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇	0 1				3 0	1. 3. m ³ 2. kg 4. ℓ	6	エ	
例B	2 使用済エンジンオイル	0311		2	4	0 0				1. t 3. m ³ 2. kg 4. ℓ	4. ℓ			6 M	(有)〇〇環境 (〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇	0 2		2	4	0 0	1. t 3. m ³ 2. kg 4. ℓ	6	ウ	b
例C	3 廃タイヤ (普通車用)	0620			7	0 0				1. t 3. m ³ 2. kg 4. ℓ	2. kg			6 R	(株)〇〇 (〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇	7 1			7 0 0	1. t 3. m ³ 2. kg 4. ℓ	6	ア	b	
	4 廃タイヤ (大型トラック用)	0620		8	0	0 0				1. t 3. m ³ 2. kg 4. ℓ	2. kg			8 A	〇〇商店 (〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇	6 5				1. t 3. m ³ 2. kg 4. ℓ			d	
例D	5 鉄くず(部品くず)	1200				2				1. t 3. m ³ 2. kg 4. ℓ	2. kg			2 A	△△鉄鋼(株) (〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇	0 4				1. t 3. m ³ 2. kg 4. ℓ			a	
	6 //					1				1. t 3. m ³ 2. kg 4. ℓ	2. kg			6 R	(株)〇〇産業 (〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇	7 0			1	1. 3. m ³ 2. kg 4. ℓ	6	オ		
例E	7 廃プラスチック	0610			5	5				1. t 3. m ³ 2. kg 4. ℓ	2. kg		A	0 1 0 0		5 0 0				1. t 3. m ³ 2. kg 4. ℓ				
例F	8 ガラスくず	1301			1	2				1. t 3. m ³ 2. kg 4. ℓ	kg			6 C	(有)〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇	0 4				1. t 3. m ³ 2. kg 4. ℓ				

破碎処理など、処理後も種類が変わらないものは処理前(②)と同じ分類番号を記入してください。

中間処理後の残量を記入してください。
また、該当する単位の番号に必ず〇を付けてください。

廃棄物を委託している場合で、委託後の具体的な処理・処分を把握していない場合は、委託先へ確認し記入してください。また、不規則の回収業者等で、住所などの詳細が不明な場合は、わかる範囲で記入してください。

【廃棄物等分類番号表】

種 類		分類番号	具体例
燃え殻	燃え殻	0100	石炭殻、コークス灰、重油灰、木灰、木炭灰、炉掃出物、煙道・煙突に付着推積したすす、クリンカなど 【注：可燃ごみなど自社で焼却処理した場合は、「燃え殻」ではなく、焼却する前の廃棄物の種類で記入してください。】
	廃活性炭・廃カーボン	0101	廃活性炭、廃カーボン
	水銀含有燃え殻	6603	水銀を15mg/kgを超えて含有する燃え殻
	有害物質を含む燃え殻	0109	有害物質の判定基準を超えるもの
汚 泥	有機性汚泥	0210	排水処理汚泥、製紙汚泥、活性汚泥(余剰汚泥)、ビルピット汚泥(し尿を含むものは除く)、染色廃水処理汚泥、クリーニング廃水処理汚泥(水洗を主とする場合)、下水汚泥など
	無機性汚泥	0220	めっき汚泥、金属表面処理汚泥、研磨汚泥、砂利洗浄汚泥、セメント工場廃水処理汚泥、窯業廃水処理汚泥、水酸化アルミ汚泥、イオン交換樹脂再生廃液処理汚泥、建設高含水率汚泥、ペントナイト汚泥、上水汚泥、道路側溝汚泥など
	水銀含有汚泥	6724	水銀を15mg/kgを超えて含有する汚泥
	有害物質を含む汚泥	0209	有害物質の判定基準を超えるもの(指定下水汚泥、ドライクリーニング汚泥など)
廃 油	一般廃油(鉱物油)	0311	エンジンオイル、機械油、グリス、切削油、絶縁油、圧延油、作動油、重油、原油、潤滑油、燃料など
	一般廃油(動植物油)	0312	魚油、鯨油、ヘット、ラード、天ぷら油、サラダ油、アマニ油、桐油、ゴマ油、なたね油、やし油、大豆油、とうもろこし油など
	廃溶剤	0320	アルコール類、ケトン、洗浄油など
	固形油	0330	アスファルト、タールピッチ類、パラフィンろう、固形石けん、固形脂肪酸、クレヨン、パステルなど
	油でい	0340	油分の含有量が5%以上の汚泥などで直接埋立処分できないもの(タンクスラッジ、オイルスラッジ、オイルトラップ汚泥、油性スカムなど)
	油付着物等	0350	油のしみたウエス、油紙くず、廃吸油材、廃シール材、クレオソート廃油、アンダーコートかす、廃塗料(液状)、インクかす、廃ワニスなど
	揮発油類	0308	揮発油類(ガソリン、灯油、軽油、シンナー、トルエン、キシレン、エーテルなど)
	有害物質を含む廃油	0309	有害物質の判定基準を超えるもの
	廃 酸	廃 酸	0400
	水銀含有廃酸	6804	水銀を15mg/kgを超えて含有する廃酸
	強酸性廃液	0408	PH2.0以下の廃液
	有害物質を含む廃酸	0409	有害物質の判定基準を超えるもの
廃アルカリ	廃アルカリ	0500	アルカリ性洗浄廃液、液洗びん用廃アルカリ、石灰廃液、廃灰汁、アルカリ性メッキ廃液、金属せっけん廃液、ドロマイト廃液、染色廃水(精錬工程、シルケット加工)、黒液(チップ蒸解廃液)、脱脂廃液(金属表面処理)、硫化ソーダ廃液、写真現像廃液など
	水銀含有廃アルカリ	6903	水銀を15mg/kgを超えて含有する廃アルカリ
	強アルカリ性廃液	0508	PH12.5以上の廃液
	有害物質を含む廃アルカリ	0509	有害物質の判定基準を超えるもの

【廃棄物等分類番号表】

種 類		分類番号	具体例
廃プラスチック類	廃プラスチック	0610	合成繊維(ナイロン繊維、ポリエステル繊維、化学繊維など)、FRP(繊維強化プラスチック、FRP廃船など)、熱可塑性プラスチック(ポリエチレン樹脂、ポリスチレン樹脂など)、熱硬化性樹脂(フェノール樹脂(ベークライト)、ウリア樹脂など)、プラスチック製品くず(塗料かす(固形)、エナメルかす、フィルム、発泡スチロール、ビニールシート、塩ビ管など)、合成ゴム(パッキンくず、ライニングくずなど)など
	廃タイヤ	0620	廃タイヤ
木くず		0802	パレット、パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材
ゴムくず		1100	天然ゴムくず(ゴムくず、エポナイトくず、ゴム手袋、ゴムチューブ、ゴム版くずなど) 【注：合成ゴムは廃プラ類に該当します。】
金属くず		1200	切粉、ショットプラスト(金属のみがきに使用したものに限る)、スクラップ、ブリキくず、トタンくず、空き缶、銅くず、アルミくずなど
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず	1301	白熱電球、窓ガラス、びん類、グラスウール、ガラス食器、光学レンズ、クリスタルガラス、理化学用ガラス器具、薬品ビンなど
	陶磁器くず	1302	セラミックくず、れんが、かわら、土管、陶管、タイル、陶器、コンクリート製品くず、モルタルハツリくずなど
	石膏ボード	1303	石膏ボードくず
	コンクリートくず(がれき類を除く)	1304	コンクリート製品のくず、コンクリートがら、コンクリート塊、残コン、生コンクリート、戻りコンクリート、製品不良品、セメント瓦のくず、セメント製品くずなど
	石綿含有物(普通産廃)	1308	アスベスト成形板(アスベストの含有量が1%を超えるスレート板、パーライト板、石綿セメント円筒など)
鉱さい	鉱さい	1400	廃砂(鑄物砂、サンドブラスト廃砂など)、炉さい(高炉水さい、高炉の残さ、平炉の残さ、転炉の残さ、電気炉の残さ、キューポラのノロ、ドロス、カラミなど)、鉱さい類(不良鉱石、ボタ、粉炭かす、鉱じん、破石くずなど)
	水銀含有鉱さい	7004	水銀を15mg/kgを超えて含有する鉱さい
	有害物質を含む鉱さい	1409	有害物質の判定基準を超えるもの
がれき類(工作物の除去に伴って生じた物に限る)	コンクリート片	1510	コンクリート破片、コンクリートブロック破片
	廃アスファルト	1520	アスファルトコンクリートの破片
	その他の建設廃材	1530	鉄道用路線の砂利、骨材、石材、れんが、スレート、タイル、断熱材など
	建設混合廃棄物	1540	工事現場内及び自社にて分別を行わなかったものや分別不可能なもの
	廃石綿(アスベスト)等	2009	吹き付け石綿、石綿含有保温材大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など
ばいじん	ばいじん	1800	電気集じん器捕集ダスト、集じん器捕集ダストなど
	水銀含有ばいじん	6502	水銀を15mg/kgを超えて含有するばいじん
	有害物質を含むばいじん	1809	有害物質の判定基準を超えるもの
シュレッダーダスト	シュレッダーダスト	9010	廃電気機械器具の破砕物
	有害物質を含むもの	9019	有害廃電気機械器具の破砕物
その他	廃機械器具(家電リサイクル以外)	9020	家電リサイクル法の対象機器(エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫)を除く廃機械器具
	水銀使用産業廃棄物	6417	水銀使用蛍光管、水銀使用医薬品・農薬、水銀回収義務付け品、その他水銀使用産業廃棄物
	廃バッテリー	9030	廃バッテリー
	特定有害廃水銀等	5108	特定施設において生じた廃水銀等

注) は特別管理産業廃棄物

【地域番号表】

処理、処分、再生場所山梨県内の場合

市町村名		番号
中北ブロック	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市 中巨摩郡 昭和町	01
峡東ブロック	山梨市、笛吹市、甲州市	02
峡南ブロック	西八代郡 市川三郷町 南巨摩郡 富士川町、早川町、身延町、南部町	03
富士・東部ブロック	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市 南都留郡 道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町 北都留郡 小菅村、丹波山村	04

処理、処分、再生場所山梨県外の場合

都道府県名	番号	都道府県名	番号	都道府県名	番号	都道府県名	番号				
北海道・東北	北海道	51	北陸	新潟県	65	近畿	滋賀県	75	四国	徳島県	86
	青森県	52		富山県	66		京都府	76		香川県	87
	岩手県	53		石川県	67		大阪府	77		愛媛県	88
	宮城県	54		福井県	68		兵庫県	78		高知県	89
	秋田県	55	山梨県	(上記)	奈良県	79	九州・沖縄	福岡県	90		
	山形県	56	長野県	70	和歌山県	80		佐賀県	91		
	福島県	57	岐阜県	71	鳥取県	81		長崎県	92		
関東	茨城県	58	静岡県	72	島根県	82		熊本県	93		
	栃木県	59	愛知県	73	岡山県	83		大分県	94		
	群馬県	60	三重県	74	広島県	84		宮崎県	95		
	埼玉県	61	中国		山口県	85		鹿児島県	96		
	千葉県	62			九州・沖縄	沖縄県	97				
	東京都	63				その他	国外	98			
	神奈川県	64					不明	99			